

sala サーラ音楽ホール

利 用 案 内

令和2年10月

浜松市市民音楽ホール開館準備室

(指定管理者：公益財団法人浜松市文化振興財団)

利用案内・目次

1. 開館時間・休館日	1
(1) 開館時間	
(2) 休館日	
2. 利用時間区分	1
3. 予約申込	1
(1) 受付開始時期	
(2) 受付方法	
(3) 受付場所・時間等	
4. 抽選	3
(1) 抽選日	
(2) 抽選受付時間	
(3) 抽選会場	
(4) 抽選方法	
5. 予約の変更・取消	4
6. 使用料金の支払い	4
7. 注意事項	5
(1) 交通整理員の配置・帰宅時の誘導ルート	
(2) 予約受付窓口の変更	
(3) 施設内の飲食	
(4) 駐車場	
(5) その他	
使用料金表	6
1. 施設使用料	
2. 備品使用料	
3. ホール冷暖房装置使用料	
4. 駐車場使用料	
施設概要	9

1. 開館時間・休館日

(1) 開館時間

午前 9 時～午後 9 時 30 分（年末年始その他の休館日を除く）

(2) 休館日

12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで、2 月 15 日、2 月 22 日

※保守点検等による臨時休館あり

2. 利用時間区分

施設名	午前	午後	夜間	全日
ホール 楽屋・控室	9:00～12:00	13:00～16:30	17:30～21:30	9:00～21:30
多目的室	9:00～21:30 ※1 時間単位の利用（ただし、21:00 からは 30 分）			

※会場の準備から終演後の片付け、退館までを利用時間とします。

※開館時間以外の時間帯の利用についてはご相談ください。

3. 予約申込

(1) 受付開始時期

利用区分		受付開始時期
ホール	教育関係団体	利用日の属する月の <u>13 ヶ月前</u> の月の初日
	その他	利用日の属する月の <u>12 ヶ月前</u> の月の初日
楽屋 1～4 号室 控室	教育関係団体	利用日の属する月の <u>7 ヶ月前</u> の月の初日
多目的室 1～3 号室	その他	利用日の属する月の <u>6 ヶ月前</u> の月の初日

※1：楽屋・控室・多目的室をホールと併せて利用する場合、ホールの受付開始時期と同じ

※2：利用日が月をまたぎ連続する 2 日以上にわたる区分かつ本番利用を含むものと認められる場合は、1 日の属する月の受付開始時期と同じ

※3：初日が休館日に当たるときは、その翌日

※4：連続 2 日以上での区分でのご利用の場合、ご利用開始日の確保により後日は優先予約できます。ただし、後から日数の縮小はできません。

【教育関係団体とは】

- ① 市内の学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいう。）
- ② 市内の幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）
- ③ 市民の文化の振興に資する社会教育関係団体（社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 10 条に規定する社会教育関係団体をいう。）のうち、市長が認めるもの

※①②以外の団体が、教育関係団体の認定を受けるためには、認定申請書の提出が必要になります

申請書配布先 1：浜松市ホームページ＞教育・文化・スポーツ＞文化・芸術＞

市民音楽ホール整備事業＞市民音楽ホール予約受付

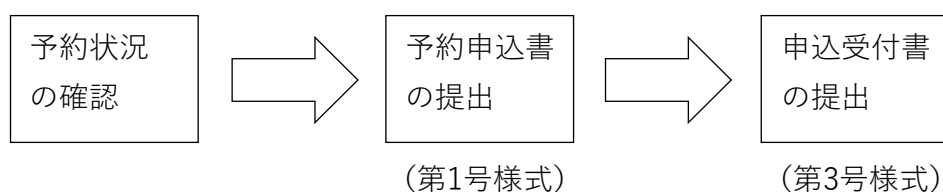
申請書配布先 2：クリエート浜松 1 階事務室 * 認定申請書受付も同事務室にて行います。

【例】

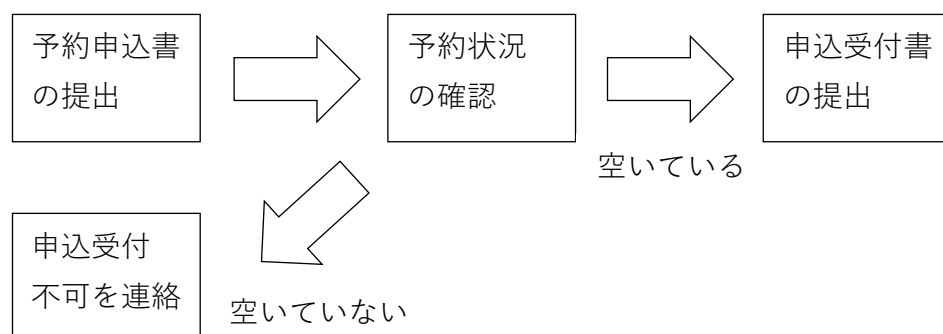
区分	利用施設	利用日	受付開始時期
教育関係団体	ホール	令和 4 年 1 月 5 日(水)	令和 2 年 12 月 1 日(火)
	多目的室	令和 4 年 1 月 15 日(土)	令和 3 年 6 月 1 日(火)
	ホール・多目的室	令和 4 年 2 月 28 日(月)	令和 3 年 1 月 4 日(月) ※1、3
	ホール	令和 4 年 1 月 31 日(月) 令和 4 年 2 月 1 日(火)	令和 2 年 12 月 1 日(火) ※2
その他	ホール	令和 4 年 1 月 5 日(水)	令和 3 年 1 月 4 日(月) ※3
	多目的室	令和 4 年 1 月 15 日(土)	令和 3 年 7 月 1 日(木)
	ホール・楽屋	令和 4 年 2 月 28 日(月)	令和 3 年 2 月 1 日(月)

(2) 受付方法

①窓口（受付時間：午前 9 時から午後 8 時）



②郵送・FAX・E-mail（受付時間：随時）



【注意事項】

- ・毎月 1 日（1 日が休館日の場合は翌日）は抽選会を行うため、FAX・E-mail による予約申込は午後 2 時から受け付けます。

※午後 2 時以前に送付されても、抽選による予約申込が優先となります。

- ・自然災害等による不可抗力により、予約申込の受付後に貸館が困難になった場合の補償や賠償等是对応しませんので、承知のうえで予約申込をしてください。

(3) 受付場所・時間等

受付場所：「浜松市市民音楽ホール開館準備室」

クリエート浜松 1 階事務室内（令和 2 年 11 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日※予定）

TEL：053-453-3935、FAX：053-453-3937

E-mail：s-hall@hcf.or.jp

* 休館日／12 月 28 日～翌年 1 月 3 日まで、2 月 15 日、2 月 22 日

受付時間：午前 9 時～午後 8 時（年末年始その他休館日を除く）

4. 抽選

(1) 抽選日

毎月 1 日（1 日が休館日の場合は翌日）

(2) 抽選受付時間

教育関係団体：午前 9 時 15 分から午前 9 時 30 分まで

そ の 他：午前 9 時 45 分から午前 10 時 00 分まで

< 抽選に参加される場合 >

教育関係団体：午前 9 時 30 分までにご来館ください。

そ の 他：午前 10 時 00 分までにご来館ください。

(3) 抽選会場

クリエート浜松（令和 2 年 11 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで）※予定

11 月 1 日：1 階 ふれあい広場

12 月 1 日、1 月 4 日、2 月 1 日、3 月 1 日：4 階 特別会議室

(4) 抽選方法

① 予約申込書（第 1 号様式）を提出（あらかじめ記載してください）

② 予約が重なった日時と申請者を確認し、空いている日時に移動する意思があるかを確認

③ 予約が重なった申請者でじゃんけんを行い、勝った順番にくじをひく

④ あたりくじを引いた申請者が当選

⑤ 抽選にはずれた申請者で、他に空いている日時の予約をする意思があるか確認

⑥ 抽選にはずれた申請者同士で、再度予約が重なった場合は、再度抽選を実施

【注意事項】

・ 練習利用と本番利用が重なった場合は、本番利用の予約を優先します。

※ 練習利用とは、練習、準備、片付け又は舞台装置を置くためホールの舞台のみを利用する場合で、ホールの使用料が所定の 7 割もしくは 3 割になる利用を指します。

・ 抽選は予約が重なった利用日ごとではなく、申請者でまとめて行います。

【例】

A 団体の予約を優先

	11 月 1 日	11 月 2 日	11 月 3 日
A 団体	準備	本番	片付
B 団体		練習	

A 団体と B 団体で抽選

	11 月 1 日	11 月 2 日	11 月 3 日
A 団体	準備	本番	片付
B 団体		練習	本番

A 団体、B 団体、C 団体でまとめて抽選

	11 月 1 日	11 月 2 日	11 月 3 日	11 月 4 日
A 団体	準備	本番	本番	片付
B 団体	準備	本番・片付		
C 団体			練習	本番

※ A 団体があたりくじを引いた場合は、11 月 1 日～4 日の予約はすべて確定

※ B 団体があたりくじを引いた場合は、C 団体の予約も確定（逆も同じ）

5. 予約の変更・取消

申込み内容に変更が生じた場合、またはご利用日を変更及び取消する場合は、速やかにご連絡いただくとともに、予約変更（取消）申込書（第2号様式）を提出してください。

施設	キャンセル限界日
ホール	利用日の120日前まで
楽屋1～4号室 控室 多目的室1～3号室	利用日の10日前まで

※楽屋、控室、多目的室をホールと併せて利用しようとする場合にあっては、キャンセル限界日はホールのキャンセル限界日となります。

6. 使用料金の支払い

①現金払い

《施設使用料》

利用開始日の1ヶ月前に請求いたしますので、請求日から2週間以内にお支払いください。

《ホール冷暖房装置使用料・備品使用料》

ホール冷暖房装置使用料、備品使用料については、利用日当日にご請求いたしますので、請求日から1週間以内にお支払いください。

②口座振替

「まつぼっくり」の口座振替の登録をされた方は、利用日の翌月20日が振替日（引落し）となります。

7. 注意事項

(1) 交通整理員の配置・帰宅時の誘導ルート

- ・ホールで催し物を開催し、駐車場内及び周辺道路が混雑する可能性がある場合には、利用者と交通整理員を必ず配置してください。
- ・催し物終了時などには、来場者に対して下記のルートで帰宅するように案内してください。



(2) 予約受付窓口の変更

令和 3 年 4 月 1 日以降の予約受付については、浜松市市民音楽ホール開館準備室窓口が「クリエート浜松」から「浜松市市民音楽ホール」に変わる予定です。受付場所や連絡先などは決まり次第、浜松市文化振興財団財団ホームページ等でご案内しますので、必ずご確認ください。

(3) 施設内の飲食

ホール内については、飲食禁止です。楽屋や控室、多目的室内での飲食は可能ですが、ゴミなどは利用
で処分してください。

(4) 駐車場

利用可能時間は、午前 8 時 30 分から午後 10 時までになります。午後 10 時には施錠いたしますので、それまでに在庫してください。

(5) その他

- ・法令、浜松市市民音楽ホール条例、浜松市市民音楽ホール条例施行規則を遵守してください。
- ・利用者又は来場者が施設設備、備品等を破損、紛失等した時は、利用者の責任において原状回復するか、その損害を賠償していただきます。
- ・利用期間中における会場内の秩序維持、来場者の安全確保及び清掃・ゴミ処理は、利用者の責任と負担において必要な措置を講じてください。
- ・催し物開催時の公共交通機関などの交通処理計画については、利用者の責任と負担で必要な対応を行ってください。

使用料金表

1. 施設使用料

(1) ホール・楽屋・控室

利用区分				利用時間区分		
				午前	午後	夜間
				9:00～12:00	13:00～16:30	17:30～21:30
ホール	全部利用	平日	教育関係団体	16,070	26,790	37,510
			その他	32,150	53,790	75,020
		土日祝日	教育関係団体	19,450	32,420	45,380
			その他	38,900	64,840	90,770
	一部利用	平日	教育関係団体	11,250	18,750	26,250
			その他	22,500	37,510	52,510
		土日祝日	教育関係団体	13,610	22,690	31,760
			その他	27,230	45,380	63,530
楽屋	1 号室	教育関係団体	170	200	220	
		その他	340	400	450	
	2 号室	教育関係団体	290	340	390	
		その他	590	690	780	
	3 号室	教育関係団体	290	340	390	
		その他	590	690	780	
	4 号室	教育関係団体	290	340	390	
		その他	590	690	780	
控室			教育関係団体	220	260	300
			その他	450	530	600

備考

- ホールの一部利用とは、客席の 2 層（建物 3,4 階席）以上の部分を除いた利用をいいます。
・ 1 層席（建物 1,2 階席）988 席、2 層席（建物 3,4 階席）426 席
- ホールの利用者が入場料を徴収する場合の使用料は、次の表の左欄に掲げる入場料等の額に応じて、加算されます。

2,001 円以上 5,000 円以下	表の使用料の 3 倍に相当する額
5,001 円以上	表の使用料の 5 倍に相当する額

- ホールの利用者が入場料を徴収しないで、又は 2,000 円以下の入場料等を徴収して商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の使用料は、表の使用料の 2 倍に相当する額になります。
- ホールの利用者が練習、準備、片付け又は舞台装置を置くため舞台を利用する場合の使用料は次のとおりになります。
・ 練習、準備又は片付けのため舞台を利用する場合は、表の使用料の 7 割に相当する額
・ 舞台の継続利用で、そのまま舞台装置を置く場合は、表の使用料の 3 割に相当する額

(2) 多目的室

利用時間区分			9:00～21:00 1 時間につき	21:00～21:30
利用区分				
多目的室	1 号室	教育関係団体	550	270
		その他	1,100	550
	2 号室	教育関係団体	550	270
		その他	1,100	550
	3 号室	教育関係団体	410	200
		その他	820	410

備考

利用者が入場料を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の使用料は、表の使用料の 2 倍に相当する額になります。

2. 備品使用料

(1) ホール

種別			利用区分	金額	摘要
照明設備	調光装置		午前・午後・ 夜間 各1回につき	4,340	1 式
	ロアーホリゾンライト			2,200	1 列
	サスペンションライト			200	1 台
	フロントサイドライト			200	
	センターピンスポットライト			2,880	
映写設備	プロジェクター			7,300	1 式 スクリーンを含む
	スクリーン			1,360	1 枚
音響設備	音響調整装置			4,340	1 式
	マイクロホン	コンデンサー型		1,040	1 本
		ダイナミック型		620	
	マイクロホンスタンド			100	
	つりマイクロホン装置			1,360	1 式 マイクロホンは、含まない
	ワイヤレスマイクロホン装置			2,200	1 式 マイクロホン 1 本を含む
	録音再生機器			1,330	1 式
	移動型ミキサー			2,880	
	ステージスピーカー			2,880	
舞台設備	音響反射板			2,880	1 式
	金びょうぶ			1,360	1 双
	銀びょうぶ			1,360	
	演台			620	1 台
	司会者台			310	
	花台			200	
	平台			200	
	ひ毛せん			200	1 枚

	フルコンサートグランドピアノ	午前・午後・ 夜間 各 1 回につき	7,220	1 台 調律代は、含まない
--	----------------	--------------------------	-------	------------------

(2) 多目的室

種別		利用区分	金額	摘要
映 写 設 備	プロジェクター	1 日 1 回 につき	1,100	1 台
	スクリーン		550	1 枚
音 響 設 備	音響装置		1,100	1 式
	マイクロホン		550	1 本 マイクロホンスタンドを含む
楽 器	グランドピアノ		4,340	1 台 調律代は、含まない

(3) その他共用

種別		利用区分	金額	摘要
楽 器	ティンパニー	1 日 1 回 につき	1,040	1 台
	シロフォン		1,040	
	マリンバ		2,090	
	グロッケン		1,040	
	ビブラフォン		1,570	
	チャイム		1,570	
	バスドラム		1,040	
	どら		1,040	
	ドラムセット		1,040	1 式
そ の 他	指揮台		310	1 台
	譜面台		10	
	電気コンセント		200	1 口

備考

ホールにおいて利用する場合の利用区分については、「1 日 1 回につき」とあるのは、「午前・ 午後・ 夜間各 1 回につき」となります。

3. ホール冷暖房装置使用料

1 時間につき 3,290 円

4. 駐車場使用料

区分	金額
最初の 30 分まで	無料
30 分を超える部分につき 1 回につき	100 円

施設概要

- ・所在地 浜松市北区新都田三丁目2番1号
- ・構造等 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造地上5階建
- ・敷地面積 30,035 m²
- ・延床面積 5,986 m²
- ・施設内容
 - 1階 ホール（舞台・客席）、楽屋4室、控室、多目的室3室、事務室他
 - 2階 ホール（客席）、作業室、音響室、調光室、親子室他
 - 3階 ホール（客席）、音響盤室、調光盤室他
 - 4階 ホール（客席）、機械室他
 - 5階 照明機械室他
- ・ホール客席 一般席 1,414 席、親子室席 7 席、車いす席 8 席
- ・駐車場 一般車駐車場 398 台、バス駐車場 10 台、思いやり駐車場 10 台、障がい者駐車場 10 台、関係者駐車場 31 台、自動二輪車駐車場 6 台



□ホール

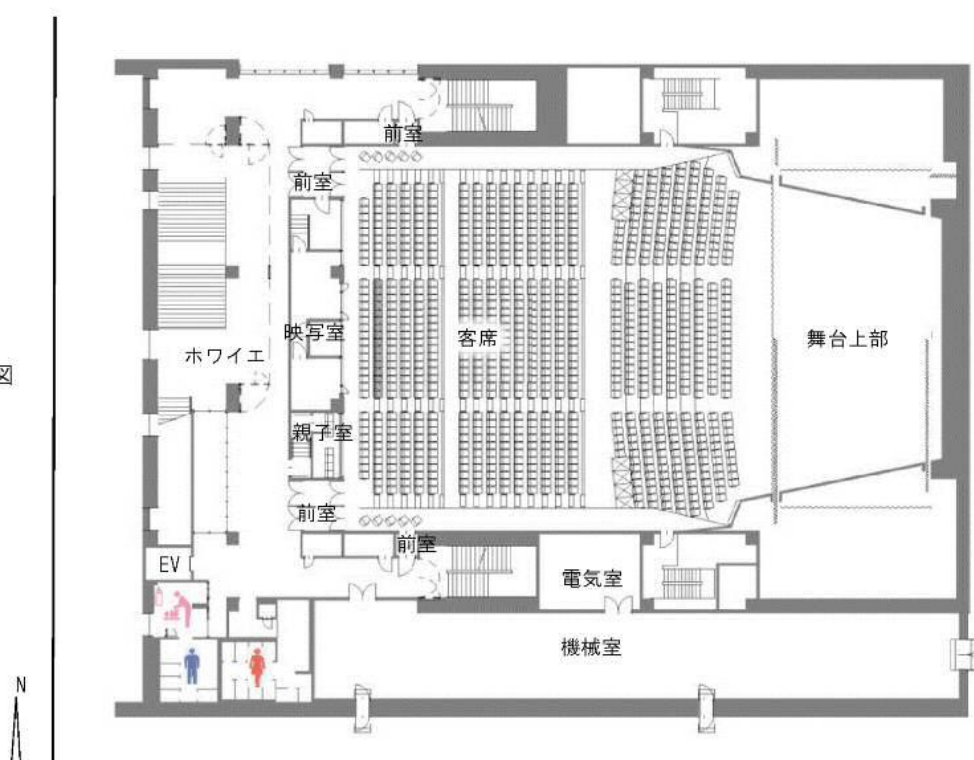
- 客席 一般席 1,414 席
- ・ 4階 240 席
 - ・ 3階 186 席
 - ・ 2階 234 席
 - ・ 1階 754 席
- 主舞台 485 m²（舞台袖含む）
- ・ 間口 21.2m × 奥行 12.4m

□諸室

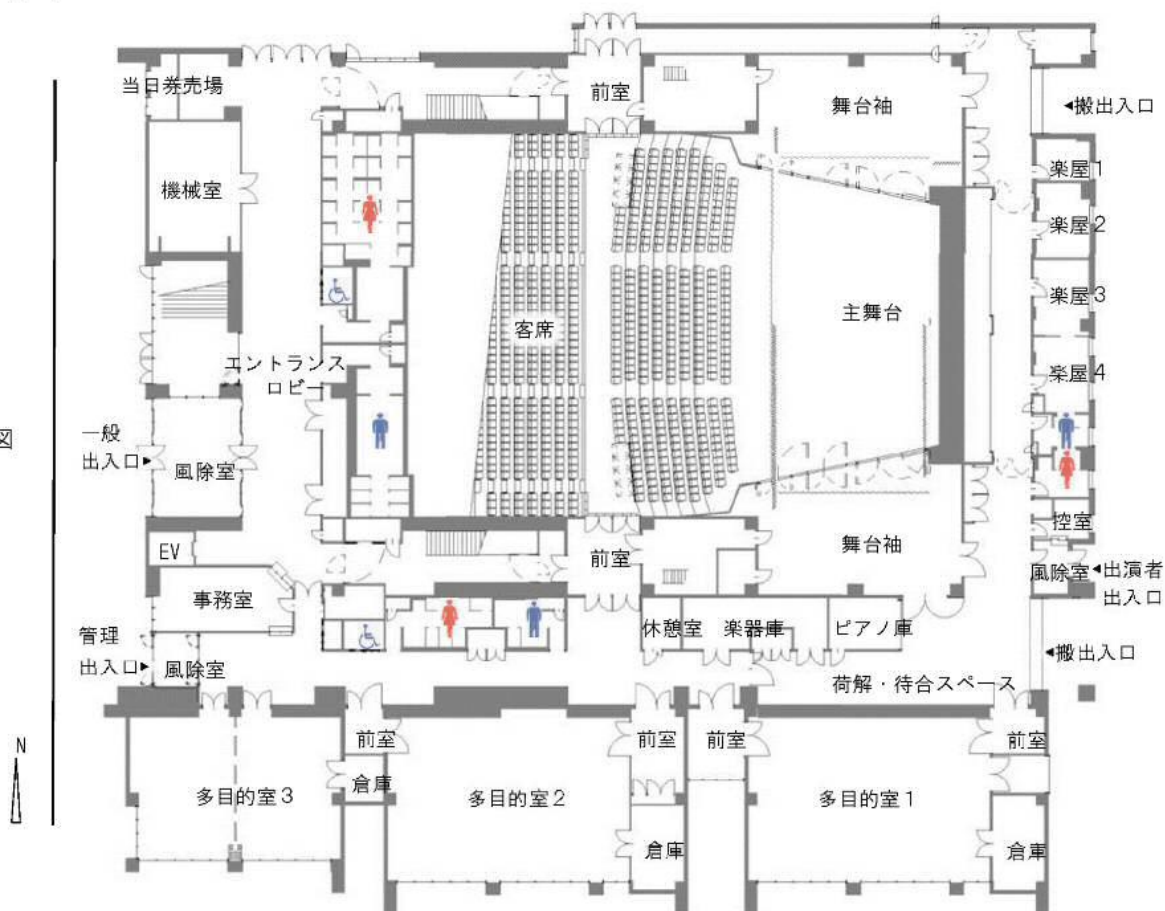
- ・ 楽屋 1 12 m²（2.8m × 3.6m）
- ・ 楽屋 2 21 m²（5.1m × 3.6m）
- ・ 楽屋 3 21 m²（5.1m × 3.6m）
- ・ 楽屋 4 20 m²（5.1m × 3.6m）
- ・ 控室 9 m²（2.6m × 3.6m）
- ・ 多目的室 1 198 m²（11.0m × 16.3m）
- ・ 多目的室 2 198 m²（11.0m × 16.3m）
- ・ 多目的室 3 150 m²（9.6m × 14.2m）

□平面図 1 階・2 階

2階平面図

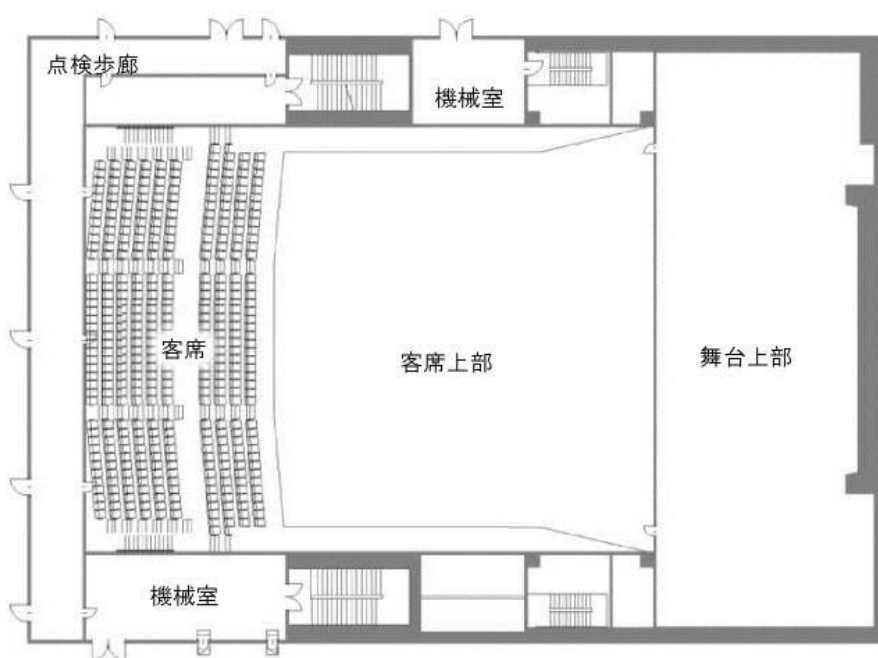


1階平面図

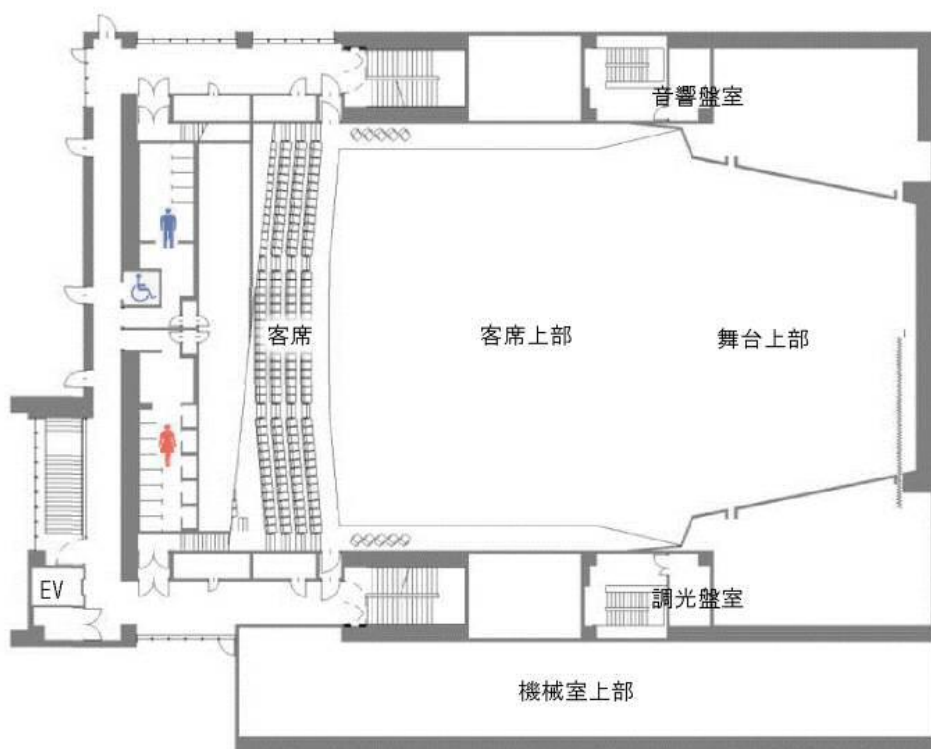


□平面図 3 階・4 階

4階平面図



3階平面図



※ 5 階は点検歩廊、照明機械室等